





(裏面)

産業廃棄物・ 特別管理産業 廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は処分業者）				処 分			受 託 者				
	許可番号	氏名又は名称	受託量 (単位 t・m <sup>3</sup> )	※	処分方法	処分量 (単位 t・m <sup>3</sup> )	処分後量 (単位 t・m <sup>3</sup> )	許可番号	氏名又は名称	委託内容	委託量 (単位 t・m <sup>3</sup> )	※※
	住 所				処 分 場 所			住 所				

- 備考 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに処理した産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。
- 2 委託者とは、報告者に処分を委託した者をいい、排出事業者から委託を受ける場合と処分業者から再委託を受ける場合があること。  
なお、処分業者からの再委託である場合は、※欄に（再）と記載すること。
- 3 受託者とは、報告者が処分を委託した者をいい、処分により生じた産業廃棄物の処分を委託した場合にあっては※※欄に（残）と、処分を再委託した場合にあっては、（再）と記載すること。
- 4 産業廃棄物の処理施設の処分実績（細則第14条第3項第8号）については、処理施設で処分した量を別紙に記入し、添付すること。

別紙

産業廃棄物の処理施設における処分実績報告書（ 年度）

産業廃棄物・ 特別管理産業廃棄物 処理施設の種類	処分した産業廃棄物の種類及び年間処分量（単位 t・m <sup>3</sup> ）				処分後の産業廃棄物の処分量（単位 t・m <sup>3</sup> ）			
	A	A	A	A	種 類	排 出 量	処 分 方 法	処 分 量
合 計								

備考 処分した産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成16年規則17号・20年43号・78号〕

様式第20号（第14条関係）

（宛先）

埼玉県知事

住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

〔法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

年度の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第14条第4項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	〈電話番号〉											
産業廃棄物処理 施設の種 類	処分した廃棄物の年間処分量（単位 t・m <sup>3</sup> ）								処分後の廃棄物の処分量（単位 t・m <sup>3</sup> ）			
	A	A	A	A	B	B	B	B	種 類	排 出 量	処分方法	処 分 量
合 計												

- 備考 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5に規定する処理施設において処分した一般廃棄物及び産業廃棄物の量を記載して6月30日までに提出すること。
- 2 処分した一般廃棄物の種類をA欄に、産業廃棄物の種類をB欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。
- 追加〔平成16年規則17号〕、一部改正〔平成20年規則43号・78号・23年32号〕  
様式第21号（第15条関係）

特定処理施設に係る事故状況等届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

住 所

氏 名

㊦

電話番号

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により、特定処理施設において発生した事故の状況及び講じた措置の概要について、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	号
設 置 場 所		
特定処理施設の種別		
事故発生年月日	年 月 日	午前 午後 時 分
事 故 の 状 況		
講じた措置の概要		

- 備考 1 「特定処理施設の種別」の欄については、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設の別を記入すること。さらに、具体的な施設の種別、型式等を括弧書きすること。
- 2 「事故の状況」の欄については、発生箇所及び発生原因並びに汚水又は気体の飛散、流出の状況等、生活環境の保全上の支障の状況を記入すること。
- 3 「講じた措置の概要」の欄については、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のための応急措置の概要を記入すること。
- 4 「事故の状況」及び「講じた措置の概要」の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、必要に応じ図面、フロー図等を添付すること。
- 追加〔平成18年規則66号〕、一部改正〔平成20年規則78号〕

様式第22号（第16条関係）

(第1面)  
一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所  
氏 名  
電話番号  
(法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画に係る事項（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分 委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		



(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本籍 住所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
役職名・呼称		住所

備考  
1 ※欄は記入しないこと。  
2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。  
3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類のについては、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。  
4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。  
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図  
5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。  
6 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成16年規則17号・18年66号・20年78号・23年32号・令和2年26号〕  
様式第23号（第16条関係）



(表面)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

(法人にあっては、その名称、  
主たる事務所の所在地及び代  
表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所及び事業場の所在地	事務所 (電話 )
	事業場 (電話 )
事業の内容	
施設の種類・数量	
施設の構造	
設備の概要	
経理的基礎資料	別添のとおり
	手数料欄

(裏面)

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 3 申請者が、個人の場合は住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）、法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 4 業務経歴を記載した書類
- 5 一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業等の許可を受けている者は、許可証の写し
- 6 印鑑登録証明書
- 7 その他知事が必要と認める書類

一部改正〔平成12年規則54号・13年94号・16年17号・18年66号・20年78号・24年51号〕

様式第24号（第16条関係）

廃棄物再生事業者登録証明書

住 所

氏 名

(法人にあっては、その名称、  
主たる事務所の所在地及び  
代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証する。

年 月 日

埼玉県知事

印

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 事業の内容
- 4 登録年月日
- 5 登録番号

一部改正〔平成12年規則54号・13年94号・16年17号・18年66号〕

様式第25号(第16条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名)

次の一般廃棄物処理施設が竣功したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用<sup>しよん</sup>前検査を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
<sup>しよん</sup> 竣功の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※ 受 付 欄	

備考 ※欄は記入しないこと。

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成16年規則17号・18年66号・20年78号〕

様式第25号の2(第16条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県 環境管理事務所長

住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物  
処理施設の定期検査を受けたいので、次のとおり申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種別	
※事務処理欄	

備考 ※欄は記入しないこと。

追加 [平成23年規則32号]

様式第26号 (第16条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（ 年度）

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

Ⓔ

電話番号

（法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名）

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月	
埋立処分終了予定年月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	

備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成16年規則17号・18年66号・20年78号〕  
様式第27号（第16条関係）

(第1面)  
一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号  
〔法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種 類			
許 可 の 年 月 日		年 月 日	
許 可 番 号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において 処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場 である場合にあっては、一般 廃棄物の埋立処分の用に供さ れる場所の面積及び埋立容 量)	変更前	変更後
		$m^3/日()$ 時間 $t/日()$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	$m^3/日()$ 時間 $t/日()$ 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
	△一般廃棄物処理施設の位 置、構造等の設置に関する 計画		
△一般廃棄物処理施設の維持 管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※ 許 可 年 月 日		年 月 日	
※ 許 可 番 号			



(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人(職制当職制人が該当)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
氏名	役職名・呼称	住	所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌数等の項目、最終処分場にあつては排水基準を定める環境省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※手数料欄

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成16年規則17号・18年66号・20年78号・23年32号・令和2年26号〕  
様式第28号(第16条関係)

(宛先)

埼玉県知事  
埼玉県 環境管理事務所長

住 所  
氏 名  
電話番号  
①  
(法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名)

一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項又は第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種 類			
許可の年月日及び許可番号 又は届出の年月日		許可(届出) 年 月 日 第 号	
変更の内容 (軽微な変更等がある場合)	△軽 微 な 変 更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4(同規則第5条の9において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同規則第5条の4第6号関係を除く。)		
	同規則第5条の4第6号に掲げる事項		
	(ふりがな)	生 年 月 日	本 籍
氏 名	役職名・呼称	住 所	
廃止若しくは休止又は再開の理由 (廃止若しくは休止又は再開がある場合)		(廃止・休止・再開の別)	
廃止若しくは休止又は再開の年月日 (廃止若しくは休止又は再開がある場合)		年 月 日	

- 備考 1 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 2 「同規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成16年規則17号・18年66号・20年78号・23年32号・28年53号〕  
様式第29号(第16条関係)



一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 環境管理事務所長

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分が終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名  (電話番号 )
設 置 場 所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出)  年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ  m <sup>2</sup> m m
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類 数 量 (m <sup>3</sup> ) 性 状

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成16年規則17号・18年66号・20年78号・23年32号〕  
様式第30号(第16条関係)

(表面)  
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県 環境管理事務所長

住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号

(法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)又は第9条の2の3第2項の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ	面積 m <sup>2</sup>	埋立ての深さ m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	

備考 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。

2 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。

3 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成16年規則17号・18年66号・20年78号・23年32号〕

様式第31号（第16条関係）

欠格要件該当届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所  
氏 名  
電話番号

Ⓜ

〔法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

第9条第6項  
欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第  
第14条の5第

又は第7項（同法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。）  
3項において準用する第7条の2第4項又は第5項 の規定により、  
3項において準用する第7条の2第4項又は第5項  
次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日	号
一般（産業）廃棄物処理 施設の設置場所 ※		
一般（産業）廃棄物処理 施設の種類 ※		
該当するに至った欠格要件		
欠格要件に該当する に至った年月日	年 月 日	
欠格要件に該当する に至った具体的事由		

備考 1 「該当するに至った欠格要件」の欄については、該当するものを記載すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項の規定による届出にあっては、同法第7条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者については、同号イ又はチに係るものを除く。）のうち該当するものを記載すること。
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第7項の規定による届出にあっては、同法第7条第5項第4号イに該当する旨を記載すること。
  - (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項、第14条の5第3項又は第15条の2の6第3項の規定による届出にあっては、同法第14条第5項第2号イ（同法第7条第5項第4号チに係る者を除く。）又はハからホまで（同法第7条第5項第4号チ又は第14条第5項第2号ロに係る者を除く。）のうち該当するものを記載すること。
- 2 ※欄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項若しくは第7項又は第15条の2の6第3項の規定による届出の場合のみ記載すること。
- 3 許可証の写しを添付すること。

追加〔平成18年規則66号〕、一部改正〔平成20年規則78号・22年45号・23年32号・令和2年26号〕

様式第31号の2（第16条関係）

(表面)

熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置場所		
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及び能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	別紙のとおり
	△設備の維持管理に関する計画	別紙のとおり
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
※認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
※事務処理欄		

(裏面)

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)又は熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記入すること。
- 4 △印の欄の別紙については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図
  - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画
- 5 熱回収の方法については、発電若しくは発電以外の熱利用又はこれらの併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した年間の熱回収率を記入すること。
- 7 正本1通及び副本1通を提出すること。

※手数料欄

追加〔平成23年規則32号〕

様式第31号の3(第16条関係)

熱回収一般廃棄物処理施設休廃止等届出書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県 環境管理事務所長

住 所  
氏 名 ㊟  
電話番号  
〔法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開をしたとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	変更の内容	
	理由	
	年月日	年 月 日
※ 事務処理欄		

- 備考 1 ※欄は記入しないこと。  
2 「変更の内容」欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記入することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記入し、別紙を添付すること。  
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

追加〔平成23年規則32号〕

様式第31号の4（第16条関係）

熱回収一般廃棄物処理施設熱回収報告書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県 環境管理事務所長

住 所  
氏 名 ㊦  
電話番号  
〔法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3 月31日までの年間の熱回収率	%

備考 1 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した年間の熱回収率を記入すること。

2 熱回収率の算定の根拠を明らかにする書類を添付すること。

追加〔平成23年規則32号〕

様式第32号（第16条関係）



一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事  
埼玉県 環境管理事務所長

住 所  
氏 名  
電 話 番 号  
⑤  
〔法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項（同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設を変更するので、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変更前	変更後
		$\frac{m^3}{日}$ ( ) 時間 $\frac{t}{日}$ ( ) 時間 $\frac{m^3}{時間}$ $\frac{t}{時間}$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$	$\frac{m^3}{日}$ ( ) 時間 $\frac{t}{日}$ ( ) 時間 $\frac{m^3}{時間}$ $\frac{t}{時間}$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	

- 備考 1 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
  - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
  - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
  - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあっては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場においては排水基準を定める環境省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目に係る変更後の数値
- 3 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

全部改正〔平成28年規則53号〕

様式第33号（第16条関係）

(第1面)

一般廃棄物処理施設<sup>譲受け</sup><sub>借受け</sub>許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

Ⓔ

電話番号

〔法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の<sup>譲受け</sup><sub>借受け</sub>の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	
※譲受け等の許可番号	



(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍 所
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合		
(ふりがな) 氏名又は名称			本 住	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考  
1 ※欄は記入しないこと。  
2 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※ 手数料欄

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成16年規則17号・18年66号・20年78号・23年32号・令和2年26号〕  
様式第34号（第16条関係）

(第1面)

合併・分割認可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

名称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名 ⑩  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併又は分割について認可を受けたいので、次のとおり申請します。

① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号 又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併により 設立される法人又は分割により当該一般 廃棄物処理施設を承継する法人の名称及 び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	

⑧申請者	
(ふりがな) 名 称	住 所

⑨役員（相談役、顧問等を含む。）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

⑩発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者があるとき。）

発行済株式の 総数	株	出 資 の 額	
		本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合	住 所



㊸合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となるもの（当該株主又は出資をしている者がいるとき。）

発行済株式の 総数	株		出資の額	籍 所
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日		
		保有する株式の数 又は出資の金額	本 住	
		割合		

㊹合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人となる者（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考  
1 ※欄は記入しないこと。  
2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。  
3 ㊸～㊹の欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

※ 手数料欄



(表面)

相 続 届 出 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号 又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
相続の開始の日	年 月 日

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

法定代理人（相続人が同法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

備考 1 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

2 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成16年規則17号・18年66号・20年78号・28年53号・令和2年26号〕

様式第36号（第16条関係）

(表面)

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所  
氏 名  
電話番号  
〔法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項第2項の規定により、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等について、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
処理開始予定年月日	年 月 日
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	t/日( )時間 t/時間 埋立地の面積 m <sup>2</sup> (既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。) 埋立地の残余容量 m <sup>3</sup>
同法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
△産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	

備考 1 産業廃棄物処理施設の種類については、破碎施設、焼却施設又は最終処分場の別を記入すること。

2 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(裏面)

添付書類

- 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第12条の5に規定する許可証の写し
- 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては、次に掲げるいずれかの書類
  - 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る同法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類
  - 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
  - 規則第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
  - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し

追加〔平成16年規則17号〕、一部改正〔平成18年規則66号・20年78号・23年32号・28年53号〕様式第37号(第16条関係)

受 理 書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5 <sup>第1項</sup><sub>第2項</sub>の規定による届出を受理しました。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	
同法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	

備考

当該産業廃棄物処理施設の種類若しくはその施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があったとき、又は当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から10日以内に、この受理書を添えて、届け出ること。

追加〔平成16年規則17号〕、一部改正〔平成18年規則66号・23年32号・28年53号〕

[先頭](#)

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成五年三月三十一日

規則第三十一号

改正	平成一二年	三月三十一日規則第五四号	平成一三年一〇月三〇日規則第九四号
	平成一四年	八月一六日規則第九九号	平成一六年三月三〇日規則第一七号
	平成一八年	四月四日規則第六六号	平成二〇年三月二八日規則第四三三号
	平成二〇年	八月二九日規則第七八号	平成二二年三月三〇日規則第四五五号
	平成二三年	三月三十一日規則第三二二号	平成二四年七月六日規則第五一五号
	平成二八年	四月一日規則第五三三号	令和二年三月三十一日規則第二六六号
	令和二年	六月一九日規則第六一六号	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の全部を改正する規則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十二年埼玉県規則第五十六号）の全部を改正する。

（一般廃棄物処理施設の許可）

**第一条** 知事は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により一般廃棄物処理施設の許可をしたとき、又は法第九条第一項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、[様式第一号](#)の一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証を交付するものとする。

追加〔平成一三年規則九四号〕

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知）

**第二条** 知事は、法第八条の二第五項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を[様式第二号](#)の一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書により当該検査の申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成一二年規則五四号・一三年九四号〕

（一般廃棄物処理施設の定期検査の結果通知）

**第二条の二** 知事は、法第八条の二の二第一項の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を[様式第二号の二](#)の一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書により当該検査の申請者に通知するものとする。

追加〔平成二三年規則三二二号〕

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知）

**第三条** 知事は、法第九条第五項（法第九条の三第十一項において準用する場合を含む。）又は法第九条の二の三第二項の規定による確認をしたときは、当該確認の結果を[様式第三号](#)の一般廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書により当該確認の申請者に通知するものとする。

追加〔平成一二年規則五四号〕、一部改正〔平成一三年規則九四号・二三年三二二号〕

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定証）

**第三条の二** 知事は、法第九条の二の四第一項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定をしたときは、[様式第三号の二](#)の熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定証を交付するものとする。

追加〔平成二三年規則三二号〕

（一般廃棄物処理施設の届出及び設置等に係る確認の通知）

**第四条** 法第九条の三第一項又は第九条の三の三第一項の規定による届出は、[様式第四号](#)の一般廃棄物処理施設設置届出書によるものとする。

2 法第九条の三第四項ただし書（同条第九項又は法第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。）の通知は、[様式第五号](#)の一般廃棄物処理施設確認通知書によるものとする。

追加〔平成一三年規則九四号〕、一部改正〔平成二三年規則三二号・二八年五三号〕

（産業廃棄物処理業の許可を要しない者の指定）

**第五条** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）第九条第二号又は第十条の三第二号に規定する知事の指定を受けようとする者は、[様式第六号](#)の産業廃棄物収集運搬業（処分業）許可不要者指定申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の指定は、[様式第七号](#)の産業廃棄物収集運搬業（処分業）許可不要者指定書を交付して行うものとする。

一部改正〔平成一二年規則五四号・一三年九四号〕

（許可証の再交付）

**第六条** 産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者（次条において「産業廃棄物の処理業者」という。）は、その事業に係る許可証を亡失し、き損し、又は汚損したときは、当該許可証の再交付を知事に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、[様式第八号](#)の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（処分業）許可証再交付申請書を知事に提出することにより行わなければならない。この場合において、許可証のき損又は汚損を理由として申請する場合にあっては、当該許可証を添付しなければならない。

一部改正〔平成一二年規則五四号・一三年九四号〕

（休止の届出）

**第七条** 産業廃棄物の処理業者は、その事業の全部又は一部を三十日以上休止しようとするときは、[様式第九号](#)の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業（処分業）休止届出書により、あらかじめ知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成一二年規則五四号・一三年九四号〕

（産業廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知）

**第八条** 知事は、法第十五条の二第五項（法第十五条の二の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を[様式第十号](#)の産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書により当該検査の申請者に通知するものとする。

追加〔平成一三年規則九四号〕、一部改正〔平成一六年規則一七号・二三年三二号〕

（産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設の変更等の届出）

**第九条** 省令第十二条の七の十七第五項の規定による届出は、[様式第十一号](#)の産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設変更（廃止）届出書により行わなければならない。

追加〔平成一六年規則一七号〕、一部改正〔平成二三年規則三二号〕

（産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知）

**第十条** 知事は、法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第五項又は第十五条の三の二第二項の規定による産業廃棄物の最終処分場の廃止の確認をしたときは、当該確認の結果を様式第十二号の産業廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書により当該確認の申請者に通知するものとする。

追加〔平成一三年規則九四号〕、一部改正〔平成一六年規則一七号・二三年三二号〕  
(登録証明書の再交付)

**第十一条** 登録廃棄物再生事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「政令」という。）第十九条の登録証明書を亡失し、き損し、又は汚損したときは、当該証明書の再交付を知事に申請することができる。

2 前項の規定による申請は、様式第十三号の廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書を知事に提出することにより行わなければならない。この場合において、登録証明書のき損又は汚損を理由として申請する場合にあっては、当該登録証明書を添付しなければならない。

一部改正〔平成一二年規則五四号・一三年九四号・一六年一七号・一八年六六号〕  
(登録廃棄物再生事業者の変更の届出)

**第十二条** 政令第二十条の規定による届出は、様式第十四号の登録廃棄物再生事業者変更届出書により行わなければならない。

一部改正〔平成一二年規則五四号・一三年九四号・一六年一七号・一八年六六号〕  
(登録廃棄物再生事業者の事業場の廃止等の届出)

**第十三条** 政令第二十一条の規定による届出は、様式第十五号の登録廃棄物再生事業者事業場廃止（休止・再開）届出書により行わなければならない。

一部改正〔平成一二年規則五四号・一三年九四号・一六年一七号・一八年六六号〕  
(報告の徴収)

**第十四条** 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）、変更し、又は廃止した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した様式第十六号の特別管理産業廃棄物管理責任者設置（変更・廃止）報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 事業場の所在地
- 三 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名、職名及び資格
- 四 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置、変更又は廃止の年月日及びその事由

2 法第十二条第八項に規定する事業場を設置している事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の当該事業場における産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した様式第十七号の産業廃棄物処理実績報告書を、知事に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に提出することができないと認められるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 二 事業場の所在地
- 三 産業廃棄物処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量

3 産業廃棄物収集運搬業者（積替え又は保管を行う者に限る。）及び産業廃棄物処分業者並びに特別管理産業廃棄物収集運搬業者（積替え又は保管を行う者に限る。）及び特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物又



は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分に関し、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した[様式第十九号](#)の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬（処分）実績報告書を、知事に提出しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - 二 許可の種類、許可の年月日及び許可番号
  - 三 委託者の氏名又は名称及び委託者ごとの受託量
  - 四 運搬した場合には、運搬先ごとの運搬量並びに当該産業廃棄物を引き渡した者の氏名又は名称及び引渡量
  - 五 処分した場合には、処分場所及び処分方法ごとの処分量及び当該処分により生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の量
  - 六 運搬又は処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
  - 七 処分により生じた産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を他人に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所並びに許可番号並びに受託者ごとの委託の内容及び委託量
  - 八 産業廃棄物の処理施設で処分した産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量
- 4 法第十五条の二の五に規定する処理施設を設置している事業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の当該処理施設における一般廃棄物及び産業廃棄物の処理に関し、当該一般廃棄物及び産業廃棄物の種類ごとに、次に掲げる事項を記載した[様式第二十号](#)の一般廃棄物及び産業廃棄物処理実績報告書を、知事に提出しなければならない。この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。
- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
  - 二 事業場の所在地
  - 三 当該処理施設で処分した一般廃棄物及び産業廃棄物の種類及び量並びに当該処分により生じた一般廃棄物及び産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法ごとの処分量  
追加〔平成一三年規則九四号〕、一部改正〔平成一六年規則一七号・二〇年四三号・二二年四五号・二三年三二号・令和二年六一号〕

（事故状況等の届出）

**第十五条** 法第二十一条の二第一項の規定による届出は、[様式第二十一号](#)の特定処理施設に係る事故状況等届出書により行わなければならない。

追加〔平成一八年規則六六号〕

（様式）

**第十六条** 次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第八条第二項の申請書 [様式第二十二号](#)
- 二 政令第十七条第一項の申請書 [様式第二十三号](#)
- 三 政令第十九条の登録証明書 [様式第二十四号](#)
- 四 省令第四条の四の申請書 [様式第二十五号](#)
- 四の二 省令第四条の四の二の申請書 [様式第二十五号の二](#)
- 五 省令第四条の十七の報告書 [様式第二十六号](#)
- 六 省令第五条の三第一項の申請書 [様式第二十七号](#)
- 七 省令第五条の四の二の届出書 [様式第二十八号](#)
- 八 省令第五条の五の届出書 [様式第二十九号](#)



九 省令第五条の五の二の申請書 [様式第三十号](#)

十 省令第五条の五の三、第十条の十の三、第十条の二十四又は第十二条の十一の三の届出書  
[様式第三十一号](#)

十の二 省令第五条の五の五第一項の申請書 [様式第三十一号の二](#)

十の三 省令第五条の五の十第一項の届出書 [様式第三十一号の三](#)

十の四 省令第五条の五の十一の報告書 [様式第三十一号の四](#)

十一 省令第五条の八の届出書 [様式第三十二号](#)

十二 省令第五条の十一の申請書 [様式第三十三号](#)

十三 省令第五条の十二の申請書 [様式第三十四号](#)

十四 省令第六条の届出書 [様式第三十五号](#)

十五 省令第十二条の七の十七第二項の届出書 [様式第三十六号](#)

十六 省令第十二条の七の十七第四項の受理書 [様式第三十七号](#)

追加〔平成一三年規則九四号〕、一部改正〔平成一六年規則一七号・一八年六六号・二三年三二号〕

(書類の提出部数及び経由)

**第十七条** 法、政令、省令及びこの規則の規定により提出する書類の提出部数は、知事に提出するものにあつては二部（産業廃棄物の収集又は運搬（積替え又は保管を行うものを除く。）を業として行い、又は行おうとする者が提出する書類、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（最終処分を行うものを除く。）を行う者が提出する許可の更新の申請書及び廃棄物再生事業者が提出する書類にあつては、一部）とし、環境管理事務所の長に提出するものにあつては一部とする。

2 前項の書類のうち県内に一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物の処理施設を有する者が知事に提出するもの（[別表](#)に掲げるものを除く。）は、当該施設の所在地を管轄する環境管理事務所の長を経由しなければならない。

一部改正〔平成一三年規則九四号・一四年九九号・一六年一七号・一八年六六号・二二年四五号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定によりされた申請は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定によりされた申請とみなす。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第五十四号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十三年十月三十日規則第九十四号）

1 この規則は、平成十三年十一月一日から施行する。ただし、第十一条を第十二条とし、同条の次に二条を加える改正規定中第十三条第二項から第四項までに係る部分は、平成十四年四月一日から施行する。

2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十四年八月十六日規則第九十九号）

この規則は、平成十四年八月二十日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十日規則第十七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年四月四日規則第六十六号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第四十三号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十八号）

この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成二十二年三月三十日規則第四十五号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第三十二号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年七月六日規則第五十一号）

- 1 この規則は、平成二十四年七月九日から施行する。
- 2 改正後の様式第六号及び様式第二十三号の規定の適用については、改正前の様式第六号及び様式第二十三号に規定する外国人登録証明書の写しは、この規則の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、改正後の様式第六号及び様式第二十三号に規定する住民票の写しとみなす。

附 則（平成二十八年四月一日規則第五十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月三十一日規則第二十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年六月十九日規則第六十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第十七条関係）

書類の名称	備考
一般廃棄物処理施設設置届出書	法第九条の三の三第一項の規定によるものに限る。
一般廃棄物処理施設設置許可申請書	
一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	
一般廃棄物処理施設変更許可申請書	
一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	法第九条の三の三第三項において準用する法第九条第三項の規定によるものに限る。
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	
一般廃棄物処理施設変更届出書	法第九条の三の三第三項において準用する法第九条の三第八項の規定によるものに限る。
一般廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書	
合併・分割認可申請書（様式第三十四号）	
産業廃棄物収集運搬業許可申請書	積替え又は保管を行う者に係る法第十四条第二項の規定による更新の許可申請に係るものを除く。
産業廃棄物処分業許可申請書	法第十四条第七項の規定による更新の許可申請に係るもの（中間処分のみに係るものに限る。）を除く。
産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	

産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書	収集又は運搬（積替え又は保管を行うものを除く。）及び処分を業として行う者に係る法第十四条の二第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による住所又は省令第十条の十第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	積替え又は保管を行う者に係る法第十四条の四第二項の規定による更新の許可申請に係るものを除く。
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	法第十四条の四第七項の規定による更新の許可申請に係るもの（中間処分のみに係るものに限る。）を除く。
特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
特別管理産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書	収集又は運搬（積替え又は保管を行うものを除く。）及び処分を業として行う者に係る法第十四条の五第三項において準用する法第七条の二第三項の規定による住所又は省令第十条の二十三第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。
産業廃棄物処理施設設置許可申請書	
産業廃棄物処理施設使用前検査申請書	
産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書	
産業廃棄物処理施設変更許可申請書	
産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	収集又は運搬（積替え又は保管を行うものを除く。）を業として行い、及び産業廃棄物処理施設を設置している者に係る法第十五条の二の六第三項において準用する法第九条第三項の規定による法第十五条第二項第一号又は省令第十二条の十第六号に掲げる事項の変更に係るものに限る。
産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書	
産業廃棄物処理施設譲受け（借受け）許可申請書	
合併・分割認可申請書（省令様式第二十七号）	
産業廃棄物収集運搬業（処分業）許可不要者指定申請書	
産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設変更（廃止）届出書	

追加〔平成一四年規則九九号〕、一部改正〔平成一六年規則一七号・一八年六六号・二二年四五号・二三年三二号・二八年五三号〕

様式第1号（第1条関係）

設置  
一般廃棄物処理施設 許可証  
変更

年 月 日

住 所

氏 名

〔法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた  
第9条第1項 変更

一般廃棄物処理施設であることを証する。

埼玉県知事

印

許可の年月日		許可番号	
施設の種 類及び処 理する 一般廃棄 物の種類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

追加〔平成13年規則94号〕

様式第2号（第2条関係）

一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、一般廃棄物処理施設を検査したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
設 置 場 所	
種 類 ・ 能 力	
検 査 申 請 年 月 日	年 月 日
竣 工 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	当該一般廃棄物処理施設は、同法第8条の2第5項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申請書に記載した設置に関する計画に適合している。 適合していない。
備 考	

一部改正〔平成12年規則54号・13年94号〕

様式第2号の2（第2条の2関係）

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県 環境管理事務所長 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、  
次のとおり通知します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
定期検査の結果	
次回検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

追加〔平成23年規則32号〕

様式第3号（第3条関係）

一般廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 印  
(埼玉県 環境管理事務所長 印)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）又は第9条の2の3第2項の規定により、一般廃棄物最終処分場を確認したところ、その結果は下記のとおりでしたので通知します。

記

許可年月日及び許可番号又は届出年月日	年 月 日 号
設置場所	
確認申請年月日	年 月 日
確認年月日	年 月 日
確認結果	当該一般廃棄物最終処分場は、同法第9条第5項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）又は第9条の2の3第2項に規定する技術上の基準に適合している。 適合していない。
備考	

追加〔平成12年規則54号〕、一部改正〔平成13年規則94号・23年32号〕  
様式第3号の2（第3条の2関係）

熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定証

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事 印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

認定の年月日	年 月 日
認定の有効期限	年 月 日
認定番号	第 号
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%

備考 1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を埼玉県知事に提出すること。

- 2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく埼玉県知事に届け出ること。

追加〔平成23年規則32号〕

様式第4号（第4条関係）



(表面)

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事  
埼玉県 環境管理事務所長

住 所  
氏 名  
電話番号

④  
〔法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項  
第9条の3の3第1項の規定により、一般廃棄物

処理施設を設置するので、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※届 出 年 月 日		年 月 日
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3/日$ ( ) 時間 $t/日$ ( ) 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
△一般廃棄物処理施設 の位置、構造等 の設置に関する 計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		

## (裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 （ごみ処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法 （し尿処理施設の場合）	区 分	自家処分      委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

備考 1 ※欄は記入しないこと。

2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書すること。

3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。

4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。

(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図

5 △印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成20年規則78号・28年53号・令和2年26号〕

様式第5号（第4条関係）

一般廃棄物処理施設確認通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

埼玉県 環境管理事務所長

印

年 月 日付けで届出があった下記の施設については、その届出の内容が相当であると認められるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第4項ただし書（同条第9項又は同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により、通知します。

記

施設の種類	
設置場所	
届出の内容	一般廃棄物処理施設（設置・変更）

一部改正〔平成12年規則54号・13年94号・23年32号・28年53号〕  
様式第6号（第5条関係）

(表面)

産業廃棄物 収集運搬業 処分業 許可不要者指定申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

(法人にあっては、その名称、  
主たる事務所の所在地及び代  
表者の氏名)

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号 第10条の3第2号 に規定する知事の指定

を受けたいので、次のとおり申請します。

業 務 の 区 分	1 産業廃棄物収集運搬業 (積替え及び保管を除く。)	(該当する業務の番号) を○で囲むこと。)
	2 産業廃棄物収集運搬業 (積替え及び保管を含む。)	
	3 産業廃棄物処分業	
産業廃棄物の種類		
事業所(事業場)の所在地	(電話 )	従業員の数 人
収集運搬施設		
保管施設		
再生利用の施設		
再生利用の目的		
再生利用の方法		
排出事業所の所在地及び名称	(電話 )	
再生利用事業所の所在地及び名称	(電話 )	
事業開始予定年月日	年 月 日	

(裏面)

添付書類

- 1 再生利用されることが確実であることを証明する書類（証明書又は契約書の写し）
- 2 申請者が、個人の場合は住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）、法人の場合は定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 再生利用施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 4 申請者（法人にあっては役員を含む。）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 5 業務経歴を記載した書類
- 6 役員及び従業員名簿
- 7 印鑑登録証明書
- 8 経理的基礎に関する資料
- 9 その他知事が必要と認める書類  
一部改正〔平成12年規則54号・13年94号・16年17号・18年66号・20年78号・24年51号・令和2年26号〕

様式第7号（第5条関係）

指令 第 号

収集運搬業  
産業廃棄物 処分業 許可不要者指定書

住 所

氏 名

（法人にあっては、その名称、  
主たる事務所の所在地及び代  
表者の氏名）

年 月 日付けで申請のあった産業廃棄物 収集運搬業 処分業 の許可を要しない者

については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第9条第2号 第10条の3第2号 の規定によ

り、次のとおり指定します。

年 月 日

埼玉県知事

印

- 1 業務の区分
- 2 産業廃棄物の種類
- 3 排出事業所
- 4 再生利用事業所
- 5 再生利用の目的
- 6 再生利用の方法

一部改正〔平成12年規則54号・13年94号・18年66号〕

様式第8号（第6条関係）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）  
収集運搬業  
処分業

許可証再交付申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人にあっては、その名称、  
主たる事務所の所在地及び代  
表者の氏名）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）  
収集運搬業  
処分業

許可証を亡失（き損・汚損）したので、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第6条第2項の規定により、次のとおり許

可証の再交付を申請します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
再 交 付 の 理 由	

備考 き損又は汚損の場合は、許可証を添付すること。

一部改正〔平成12年規則54号・13年94号・20年78号〕

様式第9号（第7条関係）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）  
収集運搬業 処分業 休止届出書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

⑤

電話番号

（法人にあっては、その名称、  
主たる事務所の所在地及び代  
表者の氏名）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）  
収集運搬業 処分業 の一部（全部）を休止するので、廃棄

物の処理及び清掃に関する法律施行細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
休止に係る業務	
休止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止の理由	

一部改正〔平成12年規則54号・13年94号・20年78号〕

様式第10号（第8条関係）

産業廃棄物処理施設使用前検査結果通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉県知事

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第5項（同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）の規定により産業廃棄物処理施設を検査したところ、その結果は下記のとおりでしたので、通知します。

記

許可年月日及び許可番号	年 月 日 号
設 置 場 所	
種 類 ・ 能 力	
検 査 申 請 年 月 日	年 月 日
竣 功 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
検 査 結 果	当該産業廃棄物処理施設は、同法第15条の2第5項（同法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）に規定する申請書に記載した設置に関する計画に適合している。 適合していない。
備 考	

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成16年規則17号・23年32号〕  
様式第11号（第9条関係）



産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設変更（廃止）届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

住 所

氏 名

㊟

電話番号

〔法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

産業廃棄物処理施設の種類の変更（処理する産業廃棄物の種類の変更、一般廃棄物の処理の事業の廃止）をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容 （変更があった場合）	産業廃棄物処理施設の種類	
	産業廃棄物処理施設において 処理する産業廃棄物の種類	
	変 更 年 月 日	年 月 日
一般廃棄物の処理の事業の廃止年月日		年 月 日
届 出 年 月 日		年 月 日

備考 1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする  
こと。

2 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に提出すること。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項又は第2項の規定  
による届出書に基づき交付された受理書を添付すること。

追加〔平成16年規則17号〕、一部改正〔平成20年規則78号・23年32号・28年53号〕

様式第12号（第10条関係）

産業廃棄物最終処分場廃止確認結果通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項又は第15条の3の2第2項の規定により産業廃棄物最終処分場を確認したところ、その結果は下記のとおりでしたので、通知します。

記

許可年月日及び許可番号 又は届出年月日	年 月 日 号
設 置 場 所	
確 認 申 請 年 月 日	年 月 日
確 認 年 月 日	年 月 日
確 認 結 果	当該産業廃棄物最終処分場は、同法第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第5項又は第15条の3の2第2項に規定する技術上の基準に適合している。 適合していない。
備 考	

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成16年規則17号・23年32号〕  
様式第13号（第11条関係）

廃棄物再生事業者登録証明書再交付申請書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

㊟

電話番号

(法人にあっては、その名称、  
主たる事務所の所在地及び代  
表者の氏名)

廃棄物再生事業者登録証明書を亡失（き損・汚損）したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第11条第1項の規定により、次のとおり登録証明書の再交付を申請します。

登録年月日及び登録番号	年 月 日 号
再 交 付 の 理 由	

備考 き損又は汚損の場合は、登録証明書を添付すること。

一部改正〔平成12年規則54号・13年94号・16年17号・20年78号〕

様式第14号（第12条関係）

登録廃棄物再生事業者変更届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

㊟

電話番号

(法人にあっては、その名称、  
主たる事務所の所在地及び代  
表者の氏名)

年 月 日付け登録番号 〇〇〇〇の登録に係る事項について変更したので、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

	新	旧
変更した事項の内容		
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

一部改正〔平成12年規則54号・13年94号・16年17号・18年66号・20年78号〕  
様式第15号（第13条関係）

登録廃棄物再生事業者事業場  
廃止届出書  
再開

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

㊟

電話番号

(法人にあっては、その名称、  
主たる事務所の所在地及び代  
表者の氏名)

廃止  
事業場を休止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定によ  
再開

り、次のとおり届け出ます。

事務所及び事業場 の所在地	事務所 (電話 )
	事業場 (電話 )
登録年月日	年 月 日
登録番号	
廃止若しくは休止 又は再開の理由	
廃止若しくは休止 又は再開の年月日	年 月 日

備考 廃止の場合は、廃棄物再生事業者登録証明書を添付すること。

一部改正〔平成12年規則54号・13年94号・16年17号・18年66号・20年78号〕

様式第16号(第14条関係)

設置  
特別管理産業廃棄物管理責任者変更報告書  
廃止

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

住 所

氏 名

㊟

電話番号

(法人にあっては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名)

設置

特別管理産業廃棄物管理責任者を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
廃止

施行細則第14条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業場の所在地	(電話番号 )
(ふりがな) 特別管理産業廃棄物 管理責任者の職名及 び氏名	職名 氏名
特別管理産業廃棄物 管理責任者の資格	
特別管理産業廃棄物 管理責任者の設置、 変更又は廃止の年月 日及びその事由	年 月 日 (事由)
※ 事務処理欄	

備考 ※欄は記入しないこと。

追加〔平成13年規則94号〕、一部改正〔平成16年規則17号・20年78号〕

[次へ](#)